

神戸市地方バス等公共交通維持確保対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が別に定める「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「国要綱」という）」及び兵庫県が別に定める「県土整備部補助金交付要綱（以下「県要綱」という）」に基づき、国、県と協調して、生活交通路線及び住民にとって必要不可欠なバス路線の維持を図り、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者等)

第2条 神戸市は、この要綱に基づき補助金を交付することとし、その交付対象者、交付対象路線・系統、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める補助金交付申請書及び添付書類を、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定を行い、市長が別に定める補助金交付決定及び額の確定通知書により、当該申請者にその旨通知する。

(補助金の経理等)

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿等を備えておかななければならない。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取消及び返還)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 1 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱等に基づく規定に違反したとき。
- 2 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(遅延利息)

第7条 第6条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに返還しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を市長に納付しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成19年1月4日から施行する。
- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成22年3月23日から施行する。
- 1 この要綱は、平成23年12月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
ただし、平成23年度に限り、経過措置を講じるものとする。

この度、本要綱の一部を平成23年12月20日改正しました。

改正内容は、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正、および兵庫県の県土整備部補助金交付要綱の改正によって、協調補助である本市の補助要綱についても、当然必要とされる規定の整理および用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他形式的な変更が生じたものであるため、神戸市行政手続条例（平成8年3月13日条例第48号）第37条第6項第8号を準用し、意見公募を実施していません。